保険金の誤払いに対する不当利得返還請求の是非

上智大学大学院法学研究科教授　深澤　泰弘

上智大学法学部では、もっぱら学問的視点から保険法に関する判例研究を行うために、保険法研究会を隔月で開催している。本判例評釈はその研究会の成果であり、これを本誌で公表することにより、僅かばかりでも保険法学の発展に資することができれば幸甚である。

上記のとおり、本判例評釈は、学問的視点からなされたものであり、研究会の成果物ではあるが、日本共済協会や評釈者が所属する特定の団体・事業者等の見解ではない。

保険法研究会代表・上智大学法学部教授 梅村 悠

東京地裁令和 6 年 3 月 8 日判決　令和 4 年（ワ）第 21378 号　保険金請求事件（本訴）
令和 5 年（ワ）第 336 号不当利得返還請求事件（反訴）　判タ 1525 号 187 頁

1. 本件の争点

本件の本訴は、X（本訴原告、反訴被告）が、損害保険業を営む Y 株式会社（本訴被告、反訴原告。以下「Y」という。）に対し、X の宿泊施設の一部に風災の保険事故が発生したと主張して、保険契約に基づき、損害保険金等の支払を求める事案であり、争点は入浴施設における風災と損害の因果関係の有無である。

また、本件の反訴は、Y が、X に対し、X の宿泊施設の他の部分につき、保険契約がないのに保険金を支払ったと主張して、不当利得返還請求権に基づき、利得金等の支払を求める事案であり、争点は非債弁済の悪意の有無、黙示の合意の有無、不当利得返還請求の信義則違反該当性および現存利得の抗弁の成否である。

本訴の争点については主に損害の発生原因に関する証拠評価や事実認定の問題であるため、本稿の検討対象から除外し、以下では反訴の争点について検討を行うこととする。

2. 事実の概要

(1) 本件区分所有建物の概要

本件建物は東京都練馬区に所在する平成 2 年 5 月竣工の区分所有共同住宅である。

(2) 本件の関係当事者

X は、人を宿泊させる営業等を行う株式会社であり、①「A 新館」という名称の 4 階建てホテル（以下「本件新館」という。）、②「B 旧館」という名称の 2 階建てホテル（以下「本件旧館」という。）のほか、③「C 湯」という名称の入浴施設（以下「本件入浴施設」という。）において、宿泊業を営んでいる。

X は、Y との間で、保険期間を平成 30 年 12 月 8 日午後 4 時から 1 年間、令和元年 12 月 8 日午後 4 時から 1 年間として、それぞれ、次の各普通火災保険契約（以下「本件保険契約」と総称する。）を締結していた。次の（ア）は A 新館を、（イ）は本件入浴施設を指している。

（ア）4 階建てホテル（面積 1083.28 ㎡）及び平屋建てホテル（面積 270.46 ㎡）

（イ）ラジウム温泉センター（面積 624.15 ㎡）、ボイラー室（面積 37 ㎡）及び浄化槽（面積 37 ㎡）

本件保険契約に適用される約款には、次の旨が定められている。

（ア）損害保険金の支払要件は、「風災」によって保険の対象が「損害」を受けた場合である。

（イ）「風災」は、台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除く。

（ウ）「損害」につき、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込み又は漏入によって生じた損害については、建物又は屋外設備・装置の外側の部分（建物については、外壁、屋根、開口部等をいう。）が風災、雹災又は雪災のいずれかによって破損し、その破損部分から建物又は屋外設備・装置の内部に吹き込むことによって生じた損害に限る。

X は、Y に対し、令和 3 年 4 月 30 日、本件入浴施設の風災事故（令和元年 10 月 12 日の台風による本件入浴施設による複数の損傷）を報告し、保険金の支払を求めたが、Y は、同年 9 月 8 日、保険金を支払わない旨を連絡し、また、X からの不服申立てを受け、同年 12 月 22 日、審査の結果、同じ結論となった旨を通知した。そこで、X は Y に対して損害保険金等の支払を求めて提訴した（本件本訴）。

また、Y は、X に対し、令和 2 年 2 月 5 日、次のア及びイに掲げる本件旧館の被害につき、それぞれに記載する額の保険金を支払った（以下「本件各支払」という。）。

ア　平成 30 年 1 月 22 日の雪災による雨どい変形被害　80 万 9598 円

イ　平成 30 年 10 月 1 日の風災による破損被害　48 万 9953 円

しかし、本件旧館は、本件保険契約の保険対象でなかった。そこで、Y は X に対して本件各支払相当額の返還等を求めて提訴した（本件反訴）。

3. 判旨（本訴請求棄却、反訴請求認容）

(1) 非債弁済についての悪意の有無、黙示の合意の有無について

「X は、①Y が鑑定人をして対象物件の付保の有無の調査報告を受けているはずである、②X の保険代理店の担当者は、鑑定人から、本件旧館に付保されていない旨の電話連絡を受けている旨主張して、Y が非債弁済につき悪意である旨主張する。

しかし、上記①の点は、鑑定人が調査の対象物件が保険の目的物であるか否かを調査することは一般的にあり得ると考えられるが、鑑定人が本件旧館に付保されていない旨を報告したことを認めるに足りる適格な証拠はない。

上記②の点は、一部に契約対象外の建物があり、満期の際の見直しを勧める旨の電話連絡の存在をいう X の保険代理店業者の陳述書の記載……がある。しかし、その時期も電話の相手方も明らかでなく、内容も明確ではない。その上、仮にそうした連絡があれば、Y にも同様の連絡があると考えられ、その場合に保険会社である Y が保険金を支払うことはまれであると考えられるから、直ちに上記の記載を信用することは困難である。

したがって、Y が非債弁済につき悪意であるとは認められない。

なお、本件旧館及び本件新館は、いずれも隣接し、不動産登記記録上は前者が 2 階建ての旅館で後者が 4 階建ての附属建物の旅館とされながら後者には宴会場が含まれる……などしていて、

構造がやや複雑であることからすれば、Y に何らかの誤解があったことがうかがわれるが、仮にこれを Y の過失とみても、不当利得返還請求権の帰すうを左右しない。」

「X は、以上の事情から、本件旧館の損害部分を含めて保険金を支払う旨の黙示の合意があったとも主張するが、上記のとおり以上の事情を直ちに認めることはできないから、黙示の合意があったとみることはできない。」

(2) 不当利得返還請求の信義則違反該当性、現存利得の抗弁の成否について

「X は、自らが善意の利得者で、Y に保険の対象の確認義務を怠った過失があることから、不当利得返還請求の信義則違反該当性を主張する。しかし、民法 703 条及び 705 条を併せ見れば、善意の利得者であっても現存利得の範囲で返還を要するものであり、このことは Y に過失があっても変わりないことから、上記の事情から返還請求が信義則に反するとはいえない。そして、他に、保険金の返還請求をされない法的期待を Y が X に与えたというべき事情は認められない。

また、X は、現存利得が本件各支払額の 2 割を超えない旨主張するが、これを認めるに足りる適格な証拠はない。」

4. 評釈（判旨に一部疑問）

(1) はじめに

本件は､保険契約の対象外であった本件旧館に生じた損害に対し保険金を誤って支払った Y が、不当利得返還請求権に基づき、支払った保険金の回収等を求めた事案である[1)]。X は Y の主張に対して、①保険金の支払にかかる非債弁済に Y の悪意があること、②本件旧館を含めて保険金を支払う旨の黙示の合意があること、③不当利得返還請求権の行使が信義則違反に該当すること、そして④現存利得の範囲は給付金額の 2 割を超えないことを主張したが、いずれも認められなかった。そこで、以下ではこれらの X の主張に対する本判決の判断について順に検討を行う。

(2) 保険金の支払に係る非債弁済についての Y の悪意の有無

本来、給付者から受領者に給付がなされたところ、その給付に法律上の原因が欠缺（けんけつ）している場合、すなわち、債務の不存在がある場合、民法 703 条の原則規定に従い当該給付は受領者の不当利得となる。したがって、給付者は受領者に対して不当利得返還請求権を有することになる。保険契約においても、保険者が保険契約の対象外であった（保険金を支払う必要はなかった）にもかかわらず、誤って被保険者に保険金を支払ってしまった場合、当該保険金の支払には法律上の原因が欠缺していることになることから、被保険者の不当利得となり、保険者は被保険者に対して不当利得返還請求権を有することになる。

しかしながら、民法 705 条により、債務の弁済として給付をした者は、その時において債務の存在しないことを知っていたときは、その給付したものの返還を請求することができないとされている。したがって、保険者が保険金を支払う必要がないこと（保険金の支払債務が存在しないこと）を知っていて支払をしたときは、被保険者に対して支払った保険金の返還を請求できないことになる。そこで、この「債務の存在しないことを知っていたとき」の解釈が重要なポイントとなる。すなわち、債務の不存在という事実の悪意とはどのような場合を指すのか。債務の不存

1）本判決の評釈として、木村健登・ジュリ 1618 号 140 頁以下（2026 年）参照。

在を知っていたときはもとより、状況によっては過失により知らなかったときも含まれるのかといった問題である。保険者が、保険金支払債務が存在しないのに、それを認識していながら保険金を支払うということは通常考えられないが、判断を間違い誤って保険金を支払ってしまう、すなわち、過失により保険金を誤払いしてしまうということは十分にありうる。このような場合でも、この規定が適用される可能性があるのだろうか。

この点について、この「知っていたとき」には、善意で過失がある場合を含まないとする判例（大判昭和 16 年 4 月 19 日新聞 4707 号 11 頁）があり、学説においても、弁済時に債務の不存在を「積極的に知っている」ことを要し[2]、弁済時における「自由な弁済」であることを要する[3]と言われている。したがって、弁済時に債務の不存在を「知っていたとき」については厳格に解されるべきであり、債務の不存在を「過失」によって知らなかったことは「知っていたとき」に含まれないというのが通常の理解である[4]。

本件において、X は、Y が鑑定人をして現地調査をさせ、対象物件の付保の有無を調査させているから、Y は報告を受けているはずであり、現に X の保険代理店の担当者は、鑑定人から、本件旧館に付保されていない旨の電話連絡を受けているから、本件各支払時に、Y は当然に、本件旧館に火災保険が付保されないことを知っていたと主張した。これは Y が過失によって債務の不存在を知らなかったとの主張ではなく、債務の不存在を知っていて保険金を支払ったという主張である。

これに対し、本判決は、鑑定人が本件旧館に付保されていない旨を報告したことを認めるに足りる適格な証拠がないこと、一部に契約対象外の建物があり、満期の際の見直しを勧める旨の電話連絡の存在をいう X の保険代理店の陳述書の記載について、その時期も電話の相手方も明らかではなく、内容も明確ではないこと、そのような連絡があれば、Y にも同様の連絡があると考えられ、その場合に保険会社である Y が保険金を支払うことはまれであることを理由に、X の主張を認めなかった。

本件において、鑑定人からの報告や代理店への電話について、X から十分な証拠が提出されてはいないようなので、実際にどうであったかはともかく、それらの存在を本判決に否定されてしまうこと（それらの証明が果たされたとは認められないこと）は致し方のないことであろう[5]。したがって、この点につき、本判決の判断は妥当である。

また、本判決は、本件旧館と本件新館の構造が複雑であることから、Y に何らかの誤解があったことがうかがわれるが、仮にこれを Y の過失とみても、不当利得返還請求権の帰すうを左右しないと判示する。このように本判決は、非債弁済の悪意の有無を判断する際に、Y の過失による債務の不存在の不知を考慮しないという立場を明確にした。本件において、X からは、非債弁済の悪意の有無を判断する際に過失による債務の不存在の不知を考慮に入れるべきだとは主張はさ

2）四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為（現代法律学全集）上 146 頁（1981 年・青林書院）。

3）我妻栄・債権各論下巻一（民法講義Ⅴ4）1125 頁（1972 年・岩波書店）。

4）四宮・前掲 146 頁、我妻・前掲 1126 頁、窪田充見編・新注釈民法（15）債権（8）185 頁（2017 年・有斐閣）［川角由和］。

5）木村・前掲 141 頁。

れていないので、このような立場を特段明確にする必要はなかったのではないかという気もするが、前述の判例や学説の一般的な理解と整合的であることから、特にこの点に異論はない[6) 7)]。

(3) 本件旧館を含めて保険金を支払う旨の黙示の合意の有無

次に、X は Y が鑑定人から本件旧館が保険対象外であることを報告されていたにもかかわらず、本件旧館の損害部分も含めて保険金を支払ったのであるから、そのような支払を行う旨の黙示の合意があったと主張した。これに対して、本判決は、そのような鑑定人からの報告があったという事情を直ちに認めることができないから、黙示の合意があったとみることはできないと判示する。X が Y に黙示の合意があった旨を主張する理由については、Y に非債弁済の悪意があることを示す際に述べた理由以外に新しいものはない（非債弁済の悪意を示す理由と同じである）ため、本判決が、このような理由を非債弁済の悪意の有無を判断する際に否定している以上、同じように判断して X の請求を斥（しりぞ）けることは当然である。ゆえに、この点についても本判決に異論はない。債務の不存在を知っていたにもかかわらず行われる弁済は一種の贈与意思を伴うものであり、贈与と限りなく接近すると説明されている[8)]。同じように、保険者が保険契約の対象外の損害であるのに保険金を支払う旨の合意は、（そのような合意が許されるかどうかは別として）もはや贈与の意思表示であるといえる。したがって、非債弁済の悪意の判断と黙示の合意の判断が重なるということは自然なものと理解することができる[9)]。

(4) 不当利得返還請求の信義則違反の該当性と現存利得の抗弁の成否

本件において X は、利得に法律上の原因がないことにつき善意で、現存利得のみを返還すべき立場にあることに加え、Y が、火災保険が付されているか否かの確認をしなかったことについて過失があって落ち度が極めて大きいことから、Y が誤払いである旨主張してその返還を求めることは、信義則に反して許されないし、少なくとも、利得の範囲は、給付金額の 2 割を超えない旨主張した。しかし、本判決は、まず、善意の利得者であっても現存利得の範囲で返還を要するのであり（民法 703 条・705 条）、このことは Y に過失があっても変わらないから返還請求が信義則に反するとはいえず、他に、保険金の返還請求をされない法的期待を Y が X に与えたという事情は認められないと判示した。また、現存利得についての X の主張も、これを認めるに足りる適格な証拠はないとして斥けた。

本判決は、このように保険者の不当利得返還請求の信義則違反を否定したが、同様の事案で保険金の誤払いにつき保険者がした不当利得返還請求が信義則に反すると判示した東京地判令和 4 年 9 月 27 日自保ジャーナル 2140 号 180 頁（以下「東京地判令和 4 年」という。）という事例[10)]も存在する。同じ保険金の誤払事案であるにもかかわらず、結論を分けたのはどのような理由からか。そこで、まずは東京地判令和 4 年について概観する。

6）木村・前掲 141－142 頁。

7）なお、保険者側の調査不足といった調査方法等に係る注意義務違反の過失を観念する余地は生じるが、これを「知って」と同視することはできないとの見解も示されている。匿名解説・判タ 1525 号 188 頁（2026 年）。

8）窪田・前掲 201～202 頁［川角］。

9）木村・前掲 142 頁、匿名解説・前掲 188 頁。

10）当該事例については、中出哲・損保研究 88 巻 1 号（2026 年）147 頁以下参照。

東京地判令和 4 年は次のように事案であった。

保険会社である原告が、原告との間で損害保険契約を締結した被告に対し、台風により被告の所有する建物等に生じた損害に対する保険金として 521 万 2390 円を支払ったが、風災は当該損害保険契約所定の保険事故に含まれておらず、原告は法律上の原因なく同額の損失を被り、被告は同額を利得したとして、被告に対し、不当利得に基づき、上記保険金等の支払を求めた。被告は、保険金の支払を受けなければ、建物の修理等を行うことはできず、既に建物の修理等を行って保険金を費消しており、被告の利得は消滅していること、原告は損害保険会社であり、損害保険契約に関して高度の専門性を有する立場でありながら、自らの重大な過失によって保険金を支払っており、被告が保険金を用いて建物の修理等を行った後になって費消した保険金の返還を求めること自体、信義則に反し、権利濫用に当たると主張した。

これに対して、東京地判令和 4 年は次のように判示した。

「被告は、原告から本件保険金の支払を受けた後、本件工事の代金を支払ったほか、本件建物内の家財を購入するなどして本件保険金を費消したことが認められるところ、本件全証拠によっても、被告が本件保険金の支払を受けなければ本件不動産及び旧自宅を換価するなどして他の財産を費消したとの事情は認められないから、本件保険金の支払を受けたことによる被告の利得と本件保険金の費消との間には相当因果関係があるものと認めるのが相当である。

もっとも……、被告が本件工事の代金を支払い、本件建物内の家財を購入するなどして本件保険金を費消した結果、本件建物及び本件建物内の家財の交換価値が増加したものと認められるから、被告の利得はその限度において現存しているともいい得るが、被告は、原告に対し、本件事故により生じた損害について、本件保険契約に基づき保険金の支払を受けられるか否かを問い合わせたところ、原告から保険金の支払を受けられる旨の回答を受け、必要書類の提出を求められた上で、原告から本件保険金の支払を受けたことが認められ、本件保険金の支払につき被告に落ち度があるとはいえない一方で、原告には、損害保険会社でありながら、本件特約の存在を看過して本件保険金を誤って支払った点において重大な落ち度があったものといわざるを得ず、原告が、被告に対して本件保険金を支払った後、2 年以上にわたって本件保険金相当額の返還を求めていなかったことに照らしても、本件請求は、信義則に反し許されないものといわなければならない。」

このように東京地判令和 4 年は、保険者による不当利得返還請求は信義則に反し認められないと判示したが、その理由としては、①保険者からの保険金の支払に際して、被保険者に落ち度がなかったが、特約を看過して保険金を誤って支払った保険者には重大な落ち度があったこと、そして②保険金を支払ってから 2 年以上にわたって保険金相当額の返還を求めていなかったことをあげた。このように東京地判令和 4 年では、保険者の重大な落ち度（おそらく重過失と同様）を信義則違反の判断要素に含んでいるが、本判決では、善意の利得者であっても現存利得の範囲で返還を要するのであり、このことは Y に過失があっても変わらないと明確に判示しており、保険者の過失を信義則違反の判断要素に含まないという立場をとっているように見える。この点は東京地判令和 4 年と大きく異なる点であるといえる[11)]。確かに、保険者が過失なしに保険金を誤払いすることは通常ないであろうから、保険者に過失があるからといって、不当利得返還請求が信

11）木村・前掲 142－143 頁。

義則違反になるわけではない。しかし、信義則違反を判断する際に、過失が一切判断要素にならないわけではなく、他の要素と併せて総合考慮する際の 1 つの判断要素になるのではないだろうか。本判決は、あくまでも「過失」があっても変わらないと判示しているので、東京地判令和 4 年と同様に「重過失」の場合は別で、判断要素に加えるという立場かもしれない。しかし、X は Y に過失があって極めて落ち度が大きいと主張しているにもかかわらず、本判決では、Y の過失について一切の判断をしていないことからすると、いずれにしても Y の過失については信義則違反の判断要素には加えないという立場をとっているものと思われる[12)]。非債弁済の悪意や黙示の合意を判断する際に過失を考慮に入れないという立場は妥当であるといえるが、不当利得返還請求の信義則違反を判断する際にも過失について一切の考慮をしないという本判決の立場にはついては妥当であるとはいえない[13)]。したがって、本判決では、Y による保険金の誤払いに、不当利得返還請求が信義則違反に該当するといえるほどの、重大な過失があったか否かを判断すべきであったものと思われる[14)]。

このように本判決と東京地判令和 4 年では、保険者による不当利得返還請求における信義則違反を判断する際に、重過失を考慮に入れるかどうかで違いが生じている。しかし、それよりも東京地判令和 4 年が本判決と異なる結論を下したのは、被保険者が保険金の支払を受けた後、工事代金を支払ったり、建物内の家財を購入したりするなどして保険金を消費していることや、被保険者名義の銀行口座は、保険事故の発生当時から現在に至るまで、残高 100 万円を超えたことがなかったという事実が認定されたことにあると思われる。東京地判令和 4 年では、被保険者は保険者から保険金が支払われるということの確認が取れたから、当該保険金で建物を修繕できると考えて建物の修繕を行った。そして、当該保険金がなければ建物をとても修繕できないといった財産の状態であったし、返還請求時でも同様の財産状態であった。このような状況において、被保険者としては、もはや保険者が保険金の返還を請求してくることはないであろう（いまさら保険金の返還を請求されても困る）という状態であったのであり、被保険者には保護に値する法的期待が十分に確立されていたといえる。だからこそ保険金の誤払いという金銭給付の事例でありながら、金銭給付は修繕された建物の使用価値の上昇という形で現存利得は残るものの、そのような利得の返還請求は信義則に反すると判示したものと思われる[15)]。

本判決においても、「保険金の返還請求をされない法的期待」が Y から X に与えられたというべき事情があれば、不当利得返還請求が信義則違反に該当する可能性がある旨を判示している。本判決は、この「保険金の返還請求をされない法的期待」が何を指すのかについて、明らかにはしていないが、東京地判令和 4 年のような事情があれば、このような法的期待が認められる可能

12）中出・前掲 168 頁も、東京地判令和 4 年の判例評釈で、不当利得返還請求権の本質を考えた場合、損失者の過失の程度や受給者との過失を比較考量して、信義則に当てはめて請求権自体を否定することは相当といえるか疑問は残ると指摘する。

13）不当利得返還請求権の有無を判断する上で「過失」が考慮に含まれないという考えには賛同できるが、不当利得返還請求の行使につき信義則違反を判断する上では過失（特に重過失）が考慮に加えられるべきであろう。

14）ただし、X からは単に Y に重大な落ち度あったと主張するだけで、本稿で考えるような主張はなされていなかったために、本判決は検討を加えなかっただけかもしれない。

15）中出・前掲 169－170 頁参照。

性はあったかもしれない[16]。しかし、本判決では、誤払いされた保険金がどのように使用されたかは明らかではないし、仮に付保の対象ではなかった本件旧館の修繕に使用されたとしても、宿泊業を営む株式会社であるXが、当該保険金がなければ修繕を行わなかったという事情も確認されていない。また、Xは、利得の範囲は給付金額の2割を超えないと主張しているが、Xの財務状況等も含めてそのように主張する根拠を一切示していない。このように本判決と東京地判令和4年とでは、認定されている事実の状況が大きく異なるといえるため、両判決を同等に扱うことはできず、異なる結論が下されたことは当然の結果であると思われる。したがって、本判決におけるXの主張・立証の状況を前提とする限り、本判決の結論は妥当であるといえる[17]。

なお、東京地判令和4年は、信義則違反を認める理由として、保険金を支払ってから2年以上にわたって保険金相当額の返還を求めていなかったことをあげる。確かに、誤った給付から不当利得返還請求までの期間が長くなれば、その間に受益者の経済状態や財産状況が変化する可能性は高くなる。しかし、重要なのは期間そのものではなく、その期間の経過によって受益者に返還請求を受けないとの法的期待が形成され、かつ、返還を前提としない財産形成が行われたか否かである[18]。したがって、単に返還請求までの期間が長いというだけを、不当利得返還請求における信義則違反の判断要素に加えるべきではない。本件では、そもそも保険金の誤払いから返還請求までに時間的間隔があることがXから主張されているわけではないため、特に問題となっていない。仮にXから主張されていた場合、本件では、東京地判令和4年よりも、誤払いから返還請求までの期間の間隔が大きかったかもしれないが、それだけでは信義則違反を認める事情とはならないであろう[19]。

以上より、信義則違反の判断要素に重過失を一切含めないように見える判旨部分については疑問があるものの、それ以外は妥当であるといえるため、本判決の結論に賛成する。

16）木村・前掲143頁参照。

17）中出・前掲172頁も本判決の判旨に賛成する。

18）中出・前掲169頁参照。

19）木村・前掲143頁は、「Yによる保険金返還請求の時期についても明示的な認定を行った上で、これを考慮要素の一つに含めた判断を行うことが望ましかったように思われる」と指摘する。